

随意契約理由書

1 事業名称

令和 6 年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託

2 契約相手方

有限会社ケース

3 随意契約理由

あいりん地域を中心とした諸課題や西成区の将来に向けた課題の解決などを図るため、平成 24 年 10 月に取りまとめられた「西成特区構想有識者座談会報告書」を踏まえて、平成 25 年度より、本格的に西成特区構想の取組みをすすめてきた。

また、平成 30 年 4 月には「西成特区構想、5 年間の成果と次期特区構想についての有識者提言」が、同年 10 月には「西成特区構想まちづくりビジョン 2018～2022 有識者提言」が取りまとめられた。

現在、これらを踏まえ、平成 30 年度から令和 4 年度までを第二期西成特区構想と位置づけ、「来訪者の増加」「子育て環境の充実」などを目標に「あいりん総合センター跡地等」の利活用に向けた検討や、中長期的課題である子育て支援、観光振興などの取組みを行っているところである。

令和 4 年度末で第二期が終了することから、令和 4 年 8 月、西成特区構想のこれまでの成果と次期特区構想について有識者により取りまとめられた、「第三期西成特区構想 有識者提言」が本市に提出された。

これに基づき令和 4 年 9 月、戦略会議において、令和 5 年度から 5 年間、第三期西成特区構想と位置づけ、継続実施することが決定した。

第三期西成特区構想では、これまでのあいりん地域中心であった取組みを西成区全体に広げ、「人口減少に歯止めをかける」ことを目標に、子育て・教育分野やまちづくりの分野についても、本格的に着手している。

令和 6 年度は昨年度に引き続き、主観・客観の両面的な指標等により、これまでの取組みの効果測定や、さらなる内容の向上を図ることはもちろんのこと、第三期西成特区構想の目標達成に向けた施策の充実を図るにあたり、現状の的確な把握のもとで検討を行っていく必要があることから、所要の調査を実施するものである。

委託業者の選定については、単に価格による競争入札によるものではなく、多岐にわたる的確性・実現性さらには創造性を求めるため、まちづくり等に知見のある事業者が持つ経験、ノウハウに基づいた企画を公募することで、より実態に即した事業の効果が得られるものと期待されるため、企画競争（プロポーザル方式）を採用した。

令和 6 年 3 月 4 日に実施した令和 6 年度西成特区構想の推進に向けた調査業務委託事

業者選定会議の結果、上記事業者を委託候補事業者と決定したため、地方自治施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課 （電話番号 06-6659-9792）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）業務委託

2 契約の相手方

連合事業体「ヨリドコ西成連合体」

代表事業者 特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 理事長 山田 實

3 随意契約理由

本業務は「地域における資源を開拓・利用し、対象者に対していかに有効なサービスを提供するのか」が根幹の部分になるが、行政側において、そのようなノウハウを持ち合わせていないため、詳細な仕様を提示することが困難である。

逆に、その部分について、福祉実務を担い、かつ、最先端の知識を持ち合わせている事業者を公募して、持てるアイデアやノウハウを提示させることにより、行政側において想定できないような有用なプランを事業に導入することが可能となる。

そこで、事業者から広く企画提案を募り、本業務に係るアイデアなどを取り入れることで、本業務の有効性を確保し、ノウハウなどの蓄積をめざすこととし、プロポーザル方式による受注業者の選定を行うこととした。

結果、連合事業体「ヨリドコ西成連合体」は、令和6年3月8日に開催された事業者選定会議において、優れた提案を行った事業者であると評価されたため、当該事業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所総合企画課 （電話番号 06-6659-9792）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪フィルハーモニー交響楽団員出前コンサート事業

2 契約の相手方

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会

3 随意契約理由

事業目的としては、子どもたちの心に深く芸術文化に触れた記憶を残すとともに、地域への愛着や誇りをはぐくみ、魅力ある地域へと変革させる人材育成につなげることである。

この趣旨に沿って実施するのが、区内の小中学校の児童・生徒に大阪フィルハーモニー交響楽団のプロの技術ある演奏を鑑賞してもらい、演奏後に各演者の方の楽器との出会いや成功体験などを聞くことにより、将来の目標を見出していける人材育成への取り組みである。

公益社団法人大阪フィルハーモニー協会は、日本有数のプロオーケストラとして公益社団法人日本オーケストラ連盟に加盟している大阪フィルハーモニー交響楽団（大フィル）の運営を行っている。大フィルは西成区を活動拠点としており、また活動拠点である大阪フィルハーモニー会館（大フィル会館）は、区民の音楽活動の場としても開放されている。

大フィルは年間 80 回を超えるクラシックコンサートを開催しており、従前から本市と連携した市民向けコンサートの開催実績も多数あることから、規模、対象、内容、料金に応じた演奏会等の開催ノウハウを十分有している団体である。また、西成区では大フィルを魅力あふれるコンテンツとして“区の財産”と位置付け、従前から区内事業にも格別の協力をいただいております。西成特区構想有識者座談会報告書においても、「大阪フィルハーモニー交響楽団が西成区に本拠地を置いているメリットを活かし、課外活動を活性化することにより教育の魅力を高めることになる」旨、提言を受けている。この事業を地域交流のノウハウを持つ同法人に委託することで、プロの演奏に触れるだけでなく、団員が各小中学校に出向くことにより、ワークショップを実施することが可能となり、相乗的な効果が得られる。

以上のことを踏まえ、この事業を効果的に行うことができ、かつ区内に活動拠点を置く唯一の事業者であるため、本件の契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当する上記事業者と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9684）

随意契約理由書

1 案件名称

西成情報アーカイブネット企画運営事業

2 契約の相手方

公立大学法人 大阪

3 随意契約理由

西成情報アーカイブネット企画運営事業は、地域に既に存在する歴史的・学術的価値のある資料を、収集・整理・公開し、次世代に伝えていき、また資料を活用した学習会や交流企画を実施することにより、多様な歴史の理解と地域力の醸成につなげることを目的に実施します。

本事業は、平成 25 年 6 月 4 日に締結した公立大学法人大阪（大阪市立大学）との連携協定に基づく事業であり、本事業を公立大学法人大阪に委託することで、実際のアーカイブの拠点の運営と大学がノウハウを持ち実施する学術系イベント等を併せて実施することが可能となり、相乗的な効果が得られます。

また公立大学法人大阪は、既に西成区に関係する歴史的な価値があり学術研究にも活用できる資料を多数収蔵しており、また整理・公開・活用について一定のノウハウを持っています。したがって大阪公立大学が所有している資料を活用し広く公開することで、多くの方々に西成区の正しい歴史を伝え、知っていただくことができます。

以上の理由により、本契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（性質又は目的が競争入札に適さないものとするとき）に該当するので、上記事業者と特名随意契約をおこないます。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

西成区役所総合企画課（電話番号 06-6659-9684）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度あいりん地域環境整備事業（巡回・啓発等）業務委託

2 契約の相手方

萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社 業務執行社員 西口 宗宏

3 随意契約理由

あいりん地域環境整備事業は、あいりん地域の特性及び意向等に十分配慮しながら進める必要があり、事業から生じる就労口に地域に暮らす野宿生活者や生活保護受給者を雇い入れ、その方々の自立を促す目的もあることから、業務を委託するにあたっては、予めその事業者が持っている、考え、専門性及びノウハウなどを見聞し、受託事業者としての力量や適性を推し量る必要がある。また、事業に新たな知識や創意工夫を取り入れなければならないことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましたため、公開型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、『萩之茶屋地域周辺まちづくり合同会社』が契約相手方として最適であるとのことであったため、本事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所市民協働課（電話番号 06-6659-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 西成区コミュニティ育成事業

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業は、様々な機会を通じて、これまで関わりのなかった区民や団体がつながり、住民主体の活動を拓げることで、区におけるコミュニティの活性化・地域福祉の推進を目的としている。令和6年度における業者選定にあたっては、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識・経験・専門性を活用するため、公募型プロポーザルにより、応募のあった提案内容等について、学識経験者等の専門委員の意見を聴取しながら、その妥当性等の審査を行い決定することとした。

令和6年2月16日に「令和6年度西成区コミュニティ育成事業委託事業者選定会議」を実施した結果、上記事業者を選定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所市民協働課（電話番号 06-6659-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）

2 契約の相手方

株式会社イング 代表取締役 大澤 義弘

3 随意契約理由

本事業は、区内の小学校3・4年生を対象に、夏休みや平日の放課後及び土曜日を利用し、基礎学力の中心となる国語・算数を中心に学習支援を行い、学ぶことの大切さや楽しさを実感することで学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、学力に応じた指導を行うことで児童の学力向上を図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和6年2月13日に開催された「基礎学力向上支援事業（西成ジャガピースクール）」業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社イング」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約理由書

1 案件名称

発展型学習支援事業業務委託（小学生）

2 契約の相手方

株式会社イング 代表取締役 大澤 義弘

3 随意契約理由

本事業は、家庭の経済状況の如何にかかわらず本人が志望する水準の高等学校への進学ができるように、成績中上位層を中心とした学習意欲のある児童に対して、発展的な内容の学習機会を提供することによって更なる学力向上を図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和6年2月5日に開催された発展型学習支援事業業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社イング」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号 06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

発展型学習支援事業業務委託（中学生）

2 契約の相手方

株式会社イング 代表取締役 大澤 義弘

3 随意契約理由

本事業は、家庭の経済状況の如何にかかわらず本人が志望する水準の高等学校への進学ができるように、成績中上位層を中心とした学習意欲のある児童に対して、発展的な内容の学習機会を提供することによって更なる学力向上を図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和6年2月5日に開催された発展型学習支援事業業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「株式会社イング」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号 06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区模擬試験作成及び演習問題作成（中１・２）業務委託

2 契約の相手方

東京書籍株式会社 関西支社 支社長 鈴木 智

3 随意契約理由

本事業は、中学校の学力診断検査や高校入試の本番を想定した模擬テストを通じて、生徒個々人の苦手分野を把握し、生徒にフィードバックすることで自身の課題を認識させるとともに、分析に基づいた苦手分野の反復演習をすることで、個人の学力向上を図り、ひいては学校全体の学力の底上げを図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和６年３月２６日に開催された西成区模擬試験実施及び演習問題作成（中１・２）業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「東京書籍株式会社関西支社」と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、随意契約を行う

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号 ０６－６６５９－９８２４）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区模擬試験作成及び演習問題作成（中３）業務委託

2 契約の相手方

東京書籍株式会社 関西支社 支社長 鈴木 智

3 随意契約理由

本事業は、中学校の学力診断検査や高校入試の本番を想定した模擬テストを通じて、生徒個々人の苦手分野を把握し、生徒にフィードバックすることで自身の課題を認識させるとともに、分析に基づいた苦手分野の反復演習をすることで、個人の学力向上を図り、ひいては学校全体の学力の底上げを図ることを目的とするものであるが、委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により委託事業者を選定した。

委託事業者については、令和６年２月２２日に開催された西成区模擬試験実施及び演習問題作成（中３）業務委託選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「東京書籍株式会社関西支社」と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援）（電話番号 06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

プレーパーク事業【プレイス型】

2 契約の相手方

プレーパーク事業共同事業体

代表者 特定非営利活動法人こどもの里 理事長 荘保共子

3 随意契約理由

委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用した。

令和6年2月19日に開催された「プレーパーク事業業務委託」選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「プレーパーク事業共同事業体」を実施事業者と決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき当該事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援）（06-6659-9824）

随意契約理由書

1 案件名称

西成区子ども体験活動企画実施業務（プレーパーク事業（体験型））

2 契約の相手方

プレーパーク事業共同事業体

代表者 特定非営利活動法人こどもの里 理事長 荘保共子

3 随意契約理由

委託事業者の選定にあたっては、単に価格による競争入札によるものではなく、本事業の業務内容について、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）を採用した。

令和6年2月19日に開催された「プレーパーク事業業務委託」選定会議において、総合的に優れた提案を行った事業者である「プレーパーク事業共同事業体」を実施事業者と決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき当該事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（子育て支援）（06-6659-9824）

特名随意契約理由書

1 案件名称

あいりん結核患者療養支援事業業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪自彊館 理事長 川端 均

3 随意契約理由

本事業は西成特区構想の実現に向け、あいりん地域の結核事情の改善を図るため、令和9年までに西成区における結核罹患率45を目指し、集中的に実施するあいりん地域への結核対策の一つである。

本事業の目的は、大阪市内の住居不定者で、結核治療が必要である者を結核治療に必要な期間に限り、本市が居所として確保するあいりん地域内の個室や施設に入所させ、服薬支援（DOTS）を利用し、確実に治療完了へ導くサポートを行うとともに、生活支援及び指導等を通じて自立促進を図ることである。

結核患者は、幅広い年齢層が考えられるとともに、結核治療を成功させるためには、最低でも6か月かかる治療期間に毎日服薬することが必要不可欠であるが、住居不定者が野宿生活の状態で長期にわたる治療期間を終えることは難しく、治療を成功に導くには、衣・食・住の環境を提供し、生活を支援、指導することが必要である。

このような条件を満たし、確実に治療成功に導くことができるのは、要保護者へ生活扶助を行う生活保護関連施設であるが、国の認可に基づく生活保護施設は使用の対象者が決まっており、本事業対象者の使用は困難である。

このため、あいりん地域内にある国の認可に基づく生活保護施設以外で衣食住の提供、生活の支援、指導を行う施設は、本市が社会福祉法人大阪自彊館へ委託し、三徳生活支援センター事業として、住居不定者等へ短期間、衣食住の提供、生活の支援、指導等を行う、三徳生活ケアセンター以外にない。

以上から、あいりん結核患者療養支援事業の実施あたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、特名随意契約により社会福祉法人大阪自彊館と契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（結核対策）（06-6659-9969）

特名随意契約理由書

1 案件名称

西成特区結核健康診断業務

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪府医師会

結核健康診断業務の取扱を希望し参加基準を満たした医療機関（非医師会）

3 随意契約理由

西成特区結核健康診断業務は、西成区で生活保護受給中の満65歳以上の方及び西成区北東部の一部地域在住の満15歳以上の方を対象に行う健診であり、医療機関に業務依頼（委託）することにより受診機会を拡大し、結核の早期発見、早期治療に努め、西成区民の健康保持に資することを目的として実施するものである。

本業務を遂行するためには、胸部エックス線直接撮影を行える医療機関の協力が不可欠であり、健診業務を希望し参加基準を満たした各医療機関と委託契約を行う。

また、医師会所属の各委託医療機関については、個別に契約締結し連絡事務その他委託料請求事務等を行うよりも、それらの事務を取りまとめて行う方が合理的であるため、当該事務を行える唯一の団体である一般社団法人大阪府医師会と一括して契約締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西成区役所保健福祉課（結核対策）（06-6659-9969）